

# (仮称)金沢市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 (案)

## 第1部 計画の基本的考え方

### 1.[計画策定の趣旨]

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。)は、ときには犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多いため、潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が薄いという傾向があることから、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

平成20年に内閣府が実施した全国の20歳以上の男女を対象にした調査では、結婚したことがある人のうち配偶者からの「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがあるという被害経験がある人は、女性で33.2%、男性で17.8%にのぼっています。また、本市においても女性相談室における「夫等の暴力」に関する平成20年度の相談件数が200件を超えるなど、DV対策は安全な市民生活を守る上で喫緊の課題となっています。

このような状況を改善するため、平成13年4月にDVにかかる通報、相談、保護、自立支援等の体制整備及びDV防止と被害者保護を目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」といいます。)が制定されました。

また、平成16年5月のDV防止法改正において、DVの定義の拡大及び保護命令制度の拡充等が行われるとともに、国の基本方針が策定され、都道府県においても基本計画策定が義務付けられました。

さらに、平成19年7月には基本計画策定を市町村の努力義務とする第2次改正が行われ、住民に最も身近な行政主体である市町村の役割も大変重要になりました。

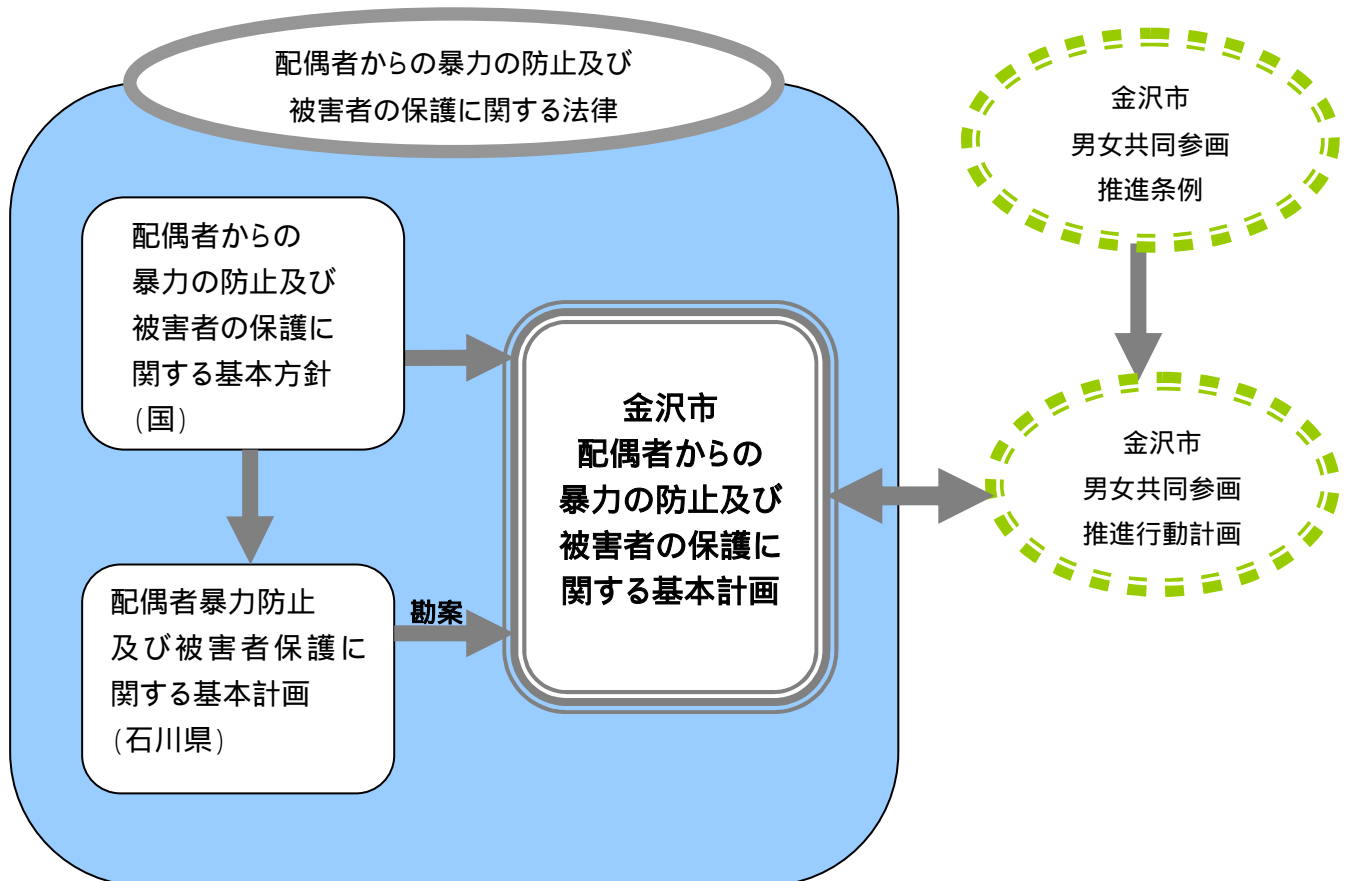
これらのことから、本市においてもこれまで以上に配偶者からの暴力の防止、被害者の保護と自立支援、また、市民への啓発等のDV対策の充実を図るため、「金沢市配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する基本計画」を策定することとしました。

#### 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)

「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(精神的暴力や性的暴力など)をいいます。なお、この計画の「配偶者」には、DV防止法の定義と同様に、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みますが、恋人や交際相手は含みません。ただし、配偶者からの暴力を受けた後に離婚し、元配偶者から引き続き受ける暴力については、「配偶者からの暴力」に含まれます。

## 2 .[ 計画の性格と位置づけ（イメージ図）]

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく金沢市の基本計画として策定するとともに、「金沢市男女共同参画推進行動計画」の基本目標4「女性の人権が守られる社会づくり」の達成を目指すための計画としても位置付けています。また、国、県及び関係機関との連携による一体的な施策の推進を図ることとしています。



## 3 .[ 計画の期間 ]

本計画の期間は、平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までの5年間とします。

計画期間中に法律及び国の基本方針が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

## 4 .[ 計画の進行管理 ]

基本目標における具体的な施策について、毎年施策ごとに各担当課の実施状況をまとめ、「金沢市男女共同参画審議会」等で点検・評価を行います。

## 5 .[ 基本理念 ]

DVは重大な人権侵害であり、すべての市民が安心して安全に暮らすためには、その根絶が求められます。

また、近年、「恋人からの暴力」いわゆる「デートDV」が問題となっていることから、本計画においてはデートDVの根絶も含めるものとし、基本理念を次のとおりとします。

配偶者等からの暴力のない安心して暮らせるまち

## 6 .[ 基本的視点 ]

DVはどんな理由があっても決して許されないという認識に立つこと  
DVの特徴や被害の実態を十分に理解し、被害者の立場に立った切れ目のない支援に努めること  
地域の課題に即したきめ細かな取り組みを進めること  
既存の福祉制度等を十分に活用すること  
施策の推進には、国、県、市町村等の関係機関及び民間団体等の連携が不可欠であること

## 7 .[ 基本目標 ]

1 DVの早期発見及び相談支援体制の充実

2 被害者の安全確保と自立支援の充実

3 DV防止のための啓発活動の充実

4 関係機関の連携と協力

## 第2部 施策の展開

### 基本目標1 DVの早期発見及び相談支援体制の充実

#### 〔現状の課題〕

DVは配偶者やパートナーなどの親密な間柄で発生するため、暴力が潜在化しやすく、また、周囲からも個人や家庭の問題として過小にみなされる傾向にあります。このため周囲の人達が気付いたり、被害者が相談するまでに被害が拡大するおそれがあることから、早期発見が重要になります。

DV被害の拡大を防ぐため、被害を発見しやすい立場にある医師等医療関係者や保健及び地域福祉に携わる職員にも、DVに対する理解やDV被害者への対応について啓発するとともに、通報や相談に関して協力を求めていく必要があります。

DV被害者が一刻も早く相談支援窓口の存在を知り、安心して相談することができるように相談支援窓口の周知を図るとともに、相談支援体制を整えることで、被害の拡大を防ぐことができます。

現在、本市では女性相談室を設置し、DVに関する相談を含めた女性からの悩み事の相談を受け付けていますが、配偶者暴力相談支援センターの設置などさらなる相談支援体制の充実が求められています。

#### 重点施策1 早期発見のための体制づくり

##### 【取組内容】

- (1) DV被害者対応にかかるマニュアルを作成・配布
- (2) 医療関係者に対する啓発
- (3) 地域の福祉関係者に対する啓発
- (4) 教員等学校関係者に対する啓発

#### 重点施策2 相談支援窓口の周知の徹底

##### 【取組内容】

- (5) 市のHP、広報等による相談支援窓口の周知

#### 重点施策3 配偶者暴力相談支援センターの設置

##### 【取組内容】

- (6) 配偶者暴力相談支援センターの開設・運営

#### 重点施策4 相談支援員の資質向上のための研修の充実

##### 【取組内容】

- (7) 相談支援員の各種研修への参加

## 基本目標 2 被害者の安全確保と自立支援の充実

### 〔現状の課題〕

DV被害者については、まずは安全を確保するとともに、被害者本人の状況と意向に配慮しながら支援を行っていくこと、また、必要な場合には、スムーズに一時保護につなげることが大変重要です。

被害者の置かれた状況によっては、保護命令の手続き等が必要な場合も考えられるため、被害者に対して適宜、支援のためのさまざまな制度に関する情報を提供し、助言を行っていくことが必要です。

加害者が被害者の居場所を探すことも考えられるため、被害者の個人情報の管理に細心の注意を払うことが必要です。

被害者が自立して、新たな生活を始めるためには、住居の確保をはじめ、生活の安定、就業、心身の健康に関する支援等総合的に、かつ、切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子どもを同伴するケースも多いため、保育や就学等に関するもののほか、子どもへの心のケアについても、被害者と一緒に考えていくことが必要です。

### 重点施策 5 被害者の安全確保のための体制づくり

#### 【取組内容】

- (8) 緊急時における被害者の安全確保
- (9) 保護命令等に関する情報提供及び手続等の支援
- (10) 被害者に関する情報の保護

### 重点施策 6 被害者に対する適切な情報提供

#### 【取組内容】

- (11) 支援のための様々な制度の利用に関する情報提供

### 重点施策 7 被害者の自立に向けた支援の実施

#### 【取組内容】

- (12) 住居の確保に関する支援
- (13) 生活の安定のための支援
- (14) 就業に向けた支援

### 重点施策 8 被害者の健康に関する支援の実施

#### 【取組内容】

- (15) 適切な医療を受けるための支援
- (16) 心の健康を回復するためのカウンセリング等の支援

## 重点施策9 被害者の子どもに対する支援の実施

### 【取組内容】

(17) 保育・就学等に関する支援

(18) 児童相談所との連携による心のケア・発達に関する支援

## 基本目標3 DV防止のための啓発活動の充実

### 〔現状の課題〕

どのような理由があっても、また、たとえ親密な間柄であったとしても暴力は決して許されるものではないという意識づくりが必要です。このため、様々な機会を通じてより多くの市民を対象に、DV防止の啓発を行っていくことが重要です。

地域・企業等とも連携しながら啓発を行い、地域や企業における見守りやDV防止の気運を高めていくことが必要です。

DVは、配偶者間のみならず、若年層の男女や結婚前の男女の間にも起こっている現状があります。中学生、高校生等早い時期から、人間関係のあり方や男女共同参画についての正しい知識を身につけることが重要です。

教員等がデートDVに関する正しい知識を得ることで、生徒たちの小さな変化を見逃すことなく、また、実際に相談を受けた場合に適切な対応をすることができます。このことから教員等を対象とした定期的な研修の実施が必要です。

DVへの理解不足から被害者を傷付ける言動を行う等の二次被害を防止し、適切な対応を行うために、市職員等に対し研修を実施することも必要です。

### 重点施策10 市民に対する啓発の推進

#### 【取組内容】

- (19) DV防止に関する広報の充実
- (20) 研修会やシンポジウム等の開催

### 重点施策11 地域や企業等と連携した啓発の推進

#### 【取組内容】

- (21) 町会・地域団体・企業等を対象とした出前講座の実施

### 重点施策12 若年層等への教育・啓発の推進

#### 【取組内容】

- (22) 学校における人間関係の築き方を含めたデートDV防止のための啓発
- (23) 教員等に対しDVに関する研修を行うことによる指導力の向上

### 重点施策13 職員等に対する研修の充実

#### 【取組内容】

- (24) 二次被害防止のための窓口職員に対する研修の実施
- (25) 地域力の向上のための地域の福祉関係者、公民館職員等に対する研修の実施

## **基本目標 4 関連機関等との連携と協力**

〔現状の課題〕

DVの防止やDV被害者の安全確保、自立のための支援を行うことは、本市だけでできることではありません。関連機関や民間団体との適切な役割分担や連携が必要です。

被害者一人ひとりに合った支援を行っていくためには、関連機関や民間団体との連携を生かし、柔軟に対応することが重要です。

### **重点施策 14 関係機関・民間団体との連携強化**

【取組内容】

(26) 庁外ネットワーク会議の設置

(27) 関係機関、民間団体との協働によるDV防止のための啓発や被害者支援等の実施

(28) 民間団体の育成と支援

### **重点施策 15 庁内連携の強化**

【取組内容】

(29) 庁内連携による被害者支援の実施